本件各控訴を棄却する。 由

本件控訴の趣意は東京地方検察庁検事正代理検事田中万一名義の控訴趣意書と題 する書面、及び弁護人神道寛次、同布施辰治、同青柳盛雄提出の各控訴趣意書に記 載されたとおりであるかち、ここにこれを引用し、これに対し次のように判断す る。

弁護人神道寛次の控訴趣意第一点について。

告訴とは犯罪の被害者その他一定の者から捜査機関に対して犯罪事実を申告して 犯人の訴追を求める意思表示であつて、それは特定の犯罪事実を対象として為され るものであり、特定の犯人を対象として為されるものではない。この点において、 告訴は、検察官が指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない公訴提起とは〈要 旨第一〉全くその趣を異にするのである。従つて捜査機関に対し一定の犯罪事実を申 告し、犯人の訴追を求める意思表</要旨第一>示があつたものと認められる限り、 こに適法且つ有効な告訴があつたものと認められるのであつてとの場合において必ずしも被告訴人の氏名を指定する必要はなく、又当該犯罪事実に関係のない者を誤 つて被告訴人として表示し、又は「告訴」と表示すべきところを誤つて「告発」と 表示したとしてもその為にその効力に影響を及ぼすものではない。そして親告罪に ついてこのような告訴があつた場合には、検察官は捜査の結果真実の犯人と認めら れるものを被告人と指定して適法に公訴を提起しうるのである。親告罪の告訴が叙上のような性質を有するものであることは、親告罪についてその共犯の一人又は数人に対してなされた告訴又はその取消は、他の共犯に対してもその効力を生ずるこ とを定めた刑事訴訟法第二百三十八条の規定に徴するもこれを窺うことができる。 原審は叙上と同一の見解の下に本件についてはいずれも適法且つ有効な告訴があつ たものと認めたものであり、その法令の解釈並びに適用は正当である。所論はこれ と異る見解に立脚して原判決には法令の解釈適用を誤つた違法があると主張するも のであつて、採用するに足りない。故に論旨は理由がない。 同第三点について。

原判決理由罪となるべき事実第三節第一の(一)乃至(三)において原審が被告 人Aの行為として判示するところは、これをその挙示する証拠と対象するときは、 判示第二節において認定したような職責を有する同被告人が、判示のような、B、 C及びDの名誉を毀損すべき記事を判示各雑誌に掲載することを決定し右各記事を 掲載した判示各雑誌をE社並びにその販売様構を通じて発行させその頃東京都内そ の他に発売頒布させて右B外二名の名誉を毀損したとの趣旨であつて、右事実は挙 の他に発売順冊でせて右B外二名の名言を致損したどの趣自であって、右事美は筆示の証拠によつて認めうる第二〈要旨第二〉ところであり、記録に徴するも事実誤認の違法があるとは認められない。蓋し所論のように右雑誌の発売頒布〈/要旨第二〉は被告人A以外の者の職責とするところであり、又事実上被告人Aが自ら直接これを発売又は頒布したものではないとしても、原判示のような職制機構のもとに判示雑誌が編集発行され、発売頒布されている以上、同被告記載は正規の過程を経て推禁を 判示雑誌に掲載することを決定したときは、爾後右記事は正規の過程を経て雑誌と して発売頒布されるものであるから、右発売頒布は同被告人としても当然予期して いるところであり、従つて右記事を掲載した雑誌の発売頒布により他人の名誉を毀 損したときは、編集責任者たる同被告人においても、その結果につき認識があつたものとして、その責に任ずべきものと解すべきことは当然だからである。原判決は必ずしも同被告人が自ら判示各雑誌を発売頒布したものと認めた趣旨でないことは 叙上のとおりであるから、原判決には所論のように証拠によらずして事実を認定し 又は事実を誤認した違法はない。

又判示各記事がそれぞれB外二名の名誉を毀損すべきものであることは右記事自 体に徴し明白であり、又同被告人に、右各記事がB等の名誉を毀損するものである ことの認識があつたことは挙示の証拠によつてこれを認めうるところである。右記 事中執筆者又は掲載者の個人的主観が含まれていたかどうかは犯罪の成否に影響を 及ぼすものではない。又記録に徴するも右各記事が真実であることの証明があつた ものとは認められない。要するに以上の点においても原判決には所論のような事実 誤認の違法はないから論旨は理由がない。

第九点について。

いわゆる名誉毀損罪における事実証明の要件及び効果について定めた刑法第二百 三十条の二の規定は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を維持高揚することを主眼 とする新憲法の下における個人の名誉の保護と、一方において、同意法の保障する

思想良心の自由、表現の自由との調和点をなすものといいうるのであつて、同条所定の要件の解釈並びにその要件を具備すると認むべきや否やの認定にあたつけ、、では、一方において言論の自由、批判の自由を強調するの余り、、適面においてこれらの表現により不当に個人の名誉が侵害されることのないよう、正な解釈運用に努むべきものである。従つて、同条第一項にいわゆる「公共ノアニ関スル事実ニ係ル」場合の意義、並びにこれに該当するものと認むべきかの主関スル事実ニ係ル」場合の意義、並びにこれに該当するものと認むべきかの表現の方法等、右表現自体に関する諸般の事情を斟酌すると共に、一方に決いて右表現により毀損され、又は毀損さるべき人の名誉の侵害の程度をも比較考点と以上の諸事情を参酌するもなお且、当該事実を摘示公表することが公益と要又は有益と認められるか否かによりこれを決定すべきものと解するを相当とする。

〈要旨第三〉原判決がその理由、訴訟関係人の主張に対する判断、第一の(一)に 引用する同判決理由、罪となるべき事実第〈/要旨第三〉三節の(一)に記載された記 事は「インチキブンヤの話F事件に暗躍した新聞記者」と題するものであつて、F 事件につき各新聞社の幹部が相当のもみ消し料を貰つているらしいが、GのB社会 部長(G新聞社社会部長Bの趣旨)もくさいと社内ではにらまれていると云う旨の 記載があるのである。よつて右記事が公共の利害に関するものと認められるか否か につき判断すると、なる程新聞の発行は一面において公共性を有し、いわゆる大新 聞と称せられるものの言説行動が社会上重大な影響力をもつものであり、その新聞 記者が社会的重大事件に関しもみ消し料を貰つてその執筆活動を左右にすると云う ような事はこれを抽象的に云えば公共の利害に関するものと云えないではないが、 本件記事の内容は上記のようなものであって、既にその表題において不当な侮辱的 言辞を用いているばかりでなく、右記事の内容も不確実な漠然たる世間の噂、風聞 をそのまま伝えているものであり、このような記事をこのような表現方法を以て公 表することは世人への警告、犯罪その他の非行の予防鎮圧等社会を稗益する面にお いて左程効果があるとは認められず、反面においてかかる侮辱的表現により漠然た る風聞を風聞として公表されることによつて前記記事に指摘された人が被る虞ある 名誉の侵害の程度はかなり顕著なものがあると認められるので、とのような事情を 総合考察するときは判示の如き記事を摘示公表することは公益上必要又は有益とは 認めがたいものというべく、従つて、これを公共の利害に関する事実に係る場合に は該当しないものと解するのが相当である。従つて原審が前記訴訟関係人の主張に 対する判断第一の(一)に判示したように判断したことは相当であつて、論旨は理 由がないといわなければならない。

弁護人布施辰治の控訴趣意第三点ないし第七点について。

右論旨は要するに原審は刑法第二百三十条の二の解釈適用を誤つた違法があるというのである。

(イ) 第四点について。

(ハ) 第六点について。

〈要旨第四〉刑法第二百三十条の二によれば、刑法第二百三十条第一項の行為が公共の利害に関するものであり且専ら公〈/要旨第四〉益を図る目的に出たものと認められたときは裁判所は当該事実の真否の探究に入らなければならないのであつて、この場合においては、裁判所は一般原則に従いその真否の取調をなすべきである。そしてかかる取調の後その事実が真実であつたことが積極的に立証された場合に初め

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 谷中董 判事 荒川省三 判事 堀義次)